

みんなでささえる 国保会計



～100万円の医療費 その内訳を見てみると～

例えば、1人の方が病気などで医療機関に入院し、1カ月に100万円の医療費がかかったとします。その医療費はどのように負担されているのでしょうか。

※30歳で住民税が課税されている世帯の方として試算しています。

1. 通常、義務教育就学から69歳までの方の自己負担割合は3割ですので、医療機関の窓口で支払う金額(自己負担額)は30万円となります。

黒潮町国保会計から70万円(7割)	自己負担 30万円(3割)
-------------------	------------------

2. ただし、自己負担額が一定の限度額を超えた場合、「高額療養費制度」により自己負担額が約8万円で抑えられ、残り22万円は国保会計から支出します。

黒潮町国保会計から92万円(70万円+22万円)	※高額療養費制度により22万円は国保会計から支出	自己負担 (限度額) 8万円
--------------------------	--------------------------	----------------------

3. 100万円の医療費の内訳は次のとおりとなっています。

国や県の支出金 32万円	各種交付金 34万円	国保税 16万円	町の支出金など 9万円	国保の基金 1万円	自己負担 8万円
-----------------	---------------	-------------	----------------	--------------	-------------

※平成23年度実績の支出割合を基に算出しました。

■ 高額療養費制度とは

医療機関などに支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請をして認められると高額療養費として後から払い戻される制度です。

入院や外来などの保険診療を受けた場合、一医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにすることができます。自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なりますので、あらかじめ役場の国保担当係に「限度額適用認定証」の交付を申請してください。認定証を医療機関の窓口提示することにより、支払いが自己負担限度額までとなります。

※認定証を提示しなかった場合でも払い戻しの申請はできます。

※払い戻しの該当となる方には国保係より通知が届きますので、領収書を保管しておいてください。

■ 高額療養費の計算方法は

- 病院や診療所、薬局ごとに計算します(入院と外来は別計算です)。ただし、院外処方箋により薬局で自己負担額を支払った場合は、処方箋を交付した医療機関での自己負担額に合算します。
- 差額ベッド料や保険診療の対象とならないものは除きます。
- 入院中に負担する食事代および居住費の標準負担額は合算されません。

○お問い合わせ・届出

【本 庁】住民課 国保係

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800(直通)

☎55-3111(直通)